

沼田市公告第 210 号

条件付き一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び沼田市契約規則（平成17年規則第53号）第4条の規定により公告します。

令和8年10月9日

沼田市長 星 野 稔

記

○共通事項

1 入札方法

紙入札により執行する。

2 参加する者に必要な資格に関する事項

参加する者は、次の各号に定める基準をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当していない者
- (2) 公告日現在の令和8年度沼田市競争入札参加有資格者名簿に物品・役務で登録され、かつ、個別事項記載の資格区分及び営業品目に登録のある者
- (3) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でない者

3 仕様書等を示す場所

本案件に係る仕様書は公告日から入札日までの間、沼田市公式ホームページに掲載する。併せて財政課事務室で閲覧に付す。

4 仕様書等に対する質疑

仕様書等に対する質疑については、個別事項記載の期間内に別紙質疑応答書により、財政課に提出（持参・電子メール・FAXのいずれかの方法による。）すること。

なお、回答については、質疑応答書提出者に対して受付後、速やかに行うとともに財政課事務室で閲覧に付す。

5 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、個別事項記載の期間内に参加確認申請書を財政課に持参、又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵送による場合は、簡易書留等の郵便の記録が残る方法を利用するものに限り、期限までに財政課に到着したものを受け付ける。

なお、期限までに資格確認申請を行わない者、又は条件付き一般競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

6 入札及び開札の日時等

入札及び開札日時等の条件は個別事項記載のとおりとする。

7 入札保証金

免除とする。ただし、落札者であって入札保証金を免除された者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する額の違約金を市に納付しなければならない。

8 入札の執行

- (1) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、車両類については、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。
- (2) 入札執行回数は2回とする。ただし、1回目の入札に参加する者が1者である場合は2回目の入札を行わない。
- (3) 同価格の入札があった場合は、抽選により落札者を定める。
- (4) 入札書の内容は、入札価格明細書に基づいて記載すること。
- (5) 入札書には、必ず入札価格明細書を添付すること。ただし、2回目の入札にあっては価格明細書の添付を不要とする。
- (6) その他、沼田市入札心得を厳守すること。

9 契約締結等

- (1) 落札者は、落札日から7日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 契約保証金は、個別事項記載のとおりとする。

10 その他

上記に定めのない事項は、地方自治法施行令、沼田市契約規則、沼田市条件付き一般競争実施要綱、及び沼田市条件付き一般競争入札実施要綱細目による。

11 問合せ先

沼田市下之町888番地

沼田市総務部財政課契約係

電話：0278（23）2111

FAX：0278（24）5179

E-mail：keiyaku@city.numata.lg.jp